

# 平成28年9月定例県議会 環境生活警察常任委員会会議録 (第1号・調製前)

1 日 時 平成28年10月13日(木曜日) 開会 午前10時0分 閉会 午後2時9分

---

## その他(警察本部関係)

○三輪由美委員 それでは、大きく2つ質問させていただきます。

まず初めは、沖縄県の高江地区への千葉県警機動隊派遣についてです。この問題は本会議でも質疑がありましたけれども、重複を避けて端的に質問を行います。

まず第1に、派遣の期間と人数についての問題です。まずお聞きしたいのは、派遣要請はいつから来ているのでしょうか。いつから、どこから来ているのか、その後何回か来ているならば、全てお答えいただきたい。

○委員長(関 政幸君) 小林警備課長。

○説明者(小林警備部参事官兼警備課長) 警備課長の小林です。

まず、どこから来ているかということでございますけれども、沖縄県の公安委員会からの援助要求があります。これまで計3回の機動隊の援助要求がありまして、その都度こちらで検討した上で派遣をしているところでございます。1回目は7月の12日、2回目が8月の24日、3回目が9月の21日、いずれも沖縄県の公安委員会から来ております。

以上です。

○委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 沖縄県から3回来ているということが改めてわかりましたけれども、では、警察庁からはいつ、どんな文書が来ているのでしょうか。

○委員長(関 政幸君) 小林警備課長。

○説明者(小林警備部参事官兼警備課長) 警察庁からも同じように3回、事前の連絡を文書で受けております。1回目が7月の11日、2回目が8月の3日、3回目が9月の14日でございます。

以上です。

○委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 沖縄から援助要求が来る前に警察庁からも来ているということで、明らかにこれは警察庁が調整をしてやっていることであるということ、そして、7月11日とおっしゃいました。これは重大な事実だと思います。皆さん御承知のように、7月10日は参議院選挙の投票日でございます。沖縄県では現職の与党の大臣が10万票の大差をつけられて選挙で敗れた、沖縄に米軍基地は要らない、そうした民意が示されたその翌日に警察庁からそうした連絡が来て、警視庁を初め千葉県警、神奈川県警、愛知県警、大阪府警、福岡県警から警察官が沖縄高江地区に派遣をされています。まさにそういった意味では、選挙で示された民意に背いて安倍政権のもとで

大動員されたものだと言わざるを得ません。

では、続けますが、千葉県警の派遣人数や期間についてお答えください。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 派遣人数と期間でありますけれども、警察の対応能力が知られるおそれがありますので、回答を控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 対応能力が明らかになるから答えられないということでは、県民の理解、議会の理解は得られないと言わざるを得ません。これは何度聞いてもお答えにならないようですので、これは遺憾だということを表明して、そこで次に伺いたいことは、この援助要求、仕組み上これは断れるのかについて伺います。一般に、派遣は断ることができますか。その根拠は。お示してください。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 県内の治安情勢等を踏まえて派遣を断ることは可能であると考えております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これも大変重要な答弁です。断ることができるということがわかりました。しかし、千葉県警は行くべきということで明確に判断をしたわけですね。

では、行くべきと判断をして今やっている現地での活動についてお聞きします。派遣した警察官が現地で何をしているのか把握をしていますか、していませんか。答弁願います。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 派遣されている警察官の警備活動に関しましては、沖縄県警察本部長の指揮監督のもとで行われるものであります。千葉県警察として個々具体的に報告を受ける立場にはございません。したがって、具体的な活動内容につきましては把握しておりません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 把握していないという答弁がありました。しかし、テレビやマスコミ報道、新聞紙上でもこのような報道がたくさん写真も含めてなされているわけなんですけれども、私は、テレビやマスコミ、新聞報道、ネットで見ると限りでは、警察官が現地でやっていることは、警察法や日本国憲法の趣旨に私は反しているのではないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 繰り返しになりますけれども、派遣された警察官は

沖縄県警察本部長の指揮監督のもとで活動しておりまして、その活動につきましても、警察の責務を全うするため適切な活動を行っているものと承知をしております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 おかしいんですね。今、把握していないとおっしゃったのにもかかわらず、適切だというふうになぜ言えるんですか。お答えください。説明してください。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 派遣されている警察官につきましては、派遣された沖縄県警察におきまして、その任務をしているわけでありまして、あくまでも与えられた任務の範囲内で活動しているものと考えております。したがって、それ以外のことがあれば何らかの報告があると思っておりますけれども、現在までそういう報告はございません。したがって、適切な活動を行っているものと承知をしております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ちょっと説得力を持たないというか、県民はそれでは理解できないと思うんですね。適切な警備活動というふうにおっしゃいますけれども、実際には沖縄の県議会でも国会でも、そして報道でも、警察官が生活道路を封鎖している、警察官が反対する住民を力づくで排除している、ごぼう抜きしているというようなことで、例えば、8月24日沖縄タイムスは、ほんの一例ですけれども、高江で衝突、現場大混乱、採石場などから砂利を積んだダンプ10台が警察車両に先導されながらゲートに進入、集まった80人の市民らを300人の機動隊が取り囲み、激しい押し合いになった。押し倒された70代女性が頭打ち出血、救急車で搬送ということで、自衛隊のヘリも千葉からも行っているようですけれども、空から重機を運び込む、防衛局も無断で国有林を伐採していることが大問題になっているんですが、いわゆる警察官がこうしたことを現にやっているということ、例えばこれは琉球新報ですが、沖縄へり着陸帯強引さが解決遅らせる、ということで、記述がいろいろあるわけなんですね。こうした行為を警察官、千葉県から行った方たちも含めてやっている、これについて御存じですか。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 先ほどから話しておりますとおり、個々具体的な活動については存じておりません。ただし、概括的な部分、これは事前に警察庁から説明を受けておりますので、概括的な活動については承知をしております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 この今私が紹介したようなことをやっていないとはおっしゃらなかったわけですね。ですので、これは本当に重大問題だと思うんです。県議会の代表質問でも小宮さんがやられましたけれども、これは警察法の目的第1条、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と

秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障」するということでこの警察法があり、警察官の責務、警察の責務ですね。第2条、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査」、途中省略しますが、「その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」、そして第2項では、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」、サービスの宣誓の内容では、第3条で、「警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し」ということを、「宣誓を行うものである」と明記されています。

今やっぺいらっしやるこうした沖縄の高江での警察官の現地での行動は、それは警察官の意思であるかはともかくといたしまして、このやはり警察法、日本国憲法、この趣旨を脅かすものはありませんか。再度お伺いいたします。

○委員長（関 政幸君） その質問は、さっき概括的には把握しているけれども個々にはわからないとおっしゃっているので、多分答えは同じだと思うんですよね。求めますか。

（三輪由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 派遣されております警察官から個々具体的な報告を受けているわけではございませんが、派遣されている警察官は、現場における混乱及び交通の危険防止等を任務としておりまして、その範囲内において活動しているものと承知をしております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 何度聞いても同じだからやめますけれども、しかし、その範囲内とおっしゃるけれども、救急車で何度も運ばれる、憲法の生命の自由だとか基本的人権、まだほかにもありますよ、健康で文化的な、第25条もありますよ、脅かされているとこれは言わざるを得ません。

そこで、次にお聞きしたいことは、こういうふうには思っているのは私だけではございません。千葉県民は、これはみんな知っているわけですよ、沖縄県に私たちの税金で頑張っている、24時間、日夜千葉県民の命と安全を守っていただいている警察官が行っていると、沖縄に行っているということを承知されています。では、県民は納得しているのでしょうか。今回の沖縄への派遣に対して千葉県警にどんな声が寄せられていますか、御紹介ください。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 全てが県民の方々からの意見、要望かはわかりませんが、メールや投書で合計10件の意見等が寄せられております。内容につきましては、千葉県の機動隊を沖縄に派遣させないでほしい、沖縄に派遣した機動隊をすぐに引き上げてほしい、沖縄の生活をこれ以上壊さないでほしいなどの意見をちょうだいしております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私も意見の全部をくださいと申し上げたんですけれども、全くいただけなかったというか、要約だけいただいたんですが、今ほんの一部紹介されましたけれども、警備の目的、任務は何か、沖縄に千葉県の警察官を派遣しているようだが、そんなことに我々の税金を使わないでほしい、千葉の警察官にあんなひどい行為をさせるのをやめさせてほしい、ダブリはちょっと省略、沖縄の生活をこれ以上壊さないでというのはおっしゃったんですが、千葉県警察官を高江から撤収させてほしい、千葉県の警察官は千葉県民を守るために存在をしている、なぜか、何のためか理解できないというようなことなんですね。

本部長、これで県民から理解や納得を得られているとお思いでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 御意見としては受けとめております。他方、先ほどから申し上げておりますとおり、派遣された警察官は警察の責務を全うするために、公平、中正かつ適切に警備活動を行っているものと承知をしております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 では、ちょっと聞き方を変えたいと思うんですけれども、理解、納得を得られているとは言い切れないという今の答弁だったと思うんですけれども、じゃ、県警はなぜ沖縄の方たちが猛反発をしているのか、その理由を御存じでしょうか。その理由を御存じか御存じでないか。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 個々具体的なものについては存じ上げません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 存じ上げない、これも重大な答弁ですね。つまり、沖縄県の住民の方が何でそういうふうに反対をしているのか、そのことについて私は是非を聞いているわけではないんですよ。その理由を御存じかという質問をした。それに対してわからないという答弁は、余りにも見識がなさ過ぎます。これは国会や県議会や新聞報道、マスコミなどでも報じられていることです。本当にわからないんですか、再度お聞きします。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） マスコミ等で報じられている内容については存じております。個々具体的にはわかりませんが、一般的に今回の北部訓練場、これは沖縄県の基地を返還されることに伴いますヘリパッドの工事でありますけれども、これに対しまして環境破壊でありますとか、その辺で反対をされているということは存じております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 実は、9月21日に地元の高江の住民の方たちが、33人が那覇地裁に工事の差し止めと中断を求める訴えを起こされました。この前提となる問題で、今2カ所あるヘリパッドでも、あのオスプレイ、県議会でもいろいろ私ども木更津に来年オスプレイの整備基地ができるということで毎回訴えておりますけれども、物すごい騒音のオスプレイ、ハワイでも事故があって、死亡事故を何度も起こしている。そして、フィルターに欠陥があり改良が必要だと米海兵隊、米軍のほうの資料でも言っている。そのオスプレイが今、年間1,200回既に飛んでいて、これが6カ所になれば年間約4,000回も飛ぶことになるということで、この地元の住民は何て言っているか。原告の1人、52歳の方は、自宅周辺をオスプレイが飛ぶたび頭痛に苦しむ、午後10時から11時まで二、三機で15回ほど旋回する。まず振動、家の中の食器、ガラスが震え出す、外にいればシャツも震える、その後に重低音、旋回するうちに耳の奥がじんじんし、やがて頭の奥へ……

○委員長（関 政幸君） 質問、端的に聞けるんだったら、そこまで省略してくれますか。

○三輪由美委員 痛みが及ぶ、内臓が揺さぶられる。5歳の子供さんは、寝つく前にオスプレイが飛ぶと眠れなくなる、だから……

（「自衛隊じゃないんだから」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 委員長、今理由、この沖縄の皆さんがなぜこういう行動に及んでいるか、千葉県の警察官が対峙している皆さんの側のこうした事実も一応マスコミなどで、先ほどおっしゃいましたけれども御存じだということですね。いずれにしろ、こういう沖縄の住民の側にも理由があるから県民は理解できないわけですね。

さらに、私は県民の方の意見——これは県議会にかかわることですよ。意見の公開を求めましたけれども、このようにノリ弁なんですね、真っ黒。委員会審議で県民の声を反映させたいということで県民からの意見公開を求めたら、めくってもめくってもこの真っ黒の資料しか出てこないんですよ。なぜ公開できないんですか。

○委員長（関 政幸君） なぜ公開できないか。

小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） お渡しいたしました資料には、個人情報等が特定される記載がございます。また、内容が公になれば警察への御意見への取り扱いに対しまして疑念が抱かれることとなります。したがって、今後このような意見提供がなくなることも予想されますので、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、黒塗りをさせて提供させていただいた次第です。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 そういうのを苦し紛れというんですよ。意見を寄せた本人に聞いたんですか。私は名前や住所を聞いているわけではなく、例えば、本人に委員会で公開していいかと聞いたんですか。本人に確認したんですか。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 匿名の方もおりますので、確認はできません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 匿名じゃない方もおられましたよね。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 確認はしてございません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これも、私はわからないんですから。確認はしていない、聞きもしないで拒否をする、そういうやっぱり隠蔽体質を変えるべきだと私は思います。今理由を述べられましたけれども、千葉県にも情報公開条例というのがありますが、これはそもそも、県民の県政に対する理解と参加を促進し、開かれた県政を推進していることが求められている、これに応えるために県の保有する情報を広く県民に公開していくことが重要であるということが、この情報公開条例、千葉県の条例の一番の柱になっているんですよ。ですので、当然本人に聞いて、名前を伏せて県議会、記録公開をすることについて、本来なら許可を得て公開すべきだった、それもやらないということは問題だというふうに思います。

この高江地区の住民、何人いるか御存じですか。

○委員長（関 政幸君） 答えられる範囲で。

小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 存じ上げません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 140人、150人とも言われているんですが、全国から、人数、千葉県から何人かおっしゃいませんけれども、報道などでは500人もの警察官が行っていると、これは異様な光景だと思うんですね。過剰な警備だと。沖縄の翁長雄志県知事、こうコメントされています。警備のあり方について定例記者会見で、過剰な警備であることには間違いない。国が言う、安倍政権が言う、県民と寄り添ってしっかり話し合っていきたいというにはほど遠いと厳しく知事が批判をしております。

千葉県警本部長、この沖縄県知事のコメントは御存じでしたか。本部長。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 詳細は存じ上げませんが、報道等では知っております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 本部長、答弁してください。

○委員長（関 政幸君） 質問の意図というか、そこを端的に聞かないと。

○三輪由美委員 沖縄の県知事、翁長知事がこのようにおっしゃっている千葉県警本部長の見解を……

○委員長（関 政幸君） 知っている、知らないでどういうふうに違うのかを示して御質問されたらいかがですか。

○三輪由美委員 本部長、本部長、答弁はされませんか。

○委員長（関 政幸君） 敦澤警備部長。

○説明者（敦澤警備部長） 先ほどからも繰り返し述べさせていただいていますとおり、千葉県警察の警察官は、沖縄県警察本部長の指揮監督のもとで適切かつ中立、公平に警備を行っているというふうに私どもは認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これを沖縄県民や千葉県民や皆さんが聞いて、これは理解が得られるものではございません、今の答弁。本部長、答弁もされないというのはまことに残念です。

最後にちょっとこれを紹介したいんですけども、これは沖縄タイムスです。「高江ヘリパッド 防衛局職員、24時間3交代の過酷警備「住民の反発分かる」「いつまで続く」」こういうタイトルになっておりまして、「24時間、15人ずつが」、これは防衛局ですね。「交代で立ち尽くしている、それ以上の指示はない。「何のためにやっているのか、いつまで続くのか。全く知らされていない」。ある職員は嘆く。「例えば被災地の復興支援なら、3日間休まなくても耐えられる。今回は市民にも批判され、メンタル的にきつい」という。夜の当番では、満天の星空を見た。「本当にきれいだった」。そんな自然に囲まれた小さな集落に全国から約500人の機動隊が派遣されるとの本紙報道が出て、信じなかった。「ところが本当だったでしょう。威圧感が、県民の目にどう映るか」と事態の悪化を懸念する」ということで、24時間配置は3交代だと。そして、現場にいるのは約8時間だが、防衛局から現場へ行くまで余裕を持っても3時間かかり、出発前にはミーティングもあり、拘束時間は15時間以上にも及ぶ。「それでも残業代は全部はつかない。防犯パトロールまでやっている状態で、代休なんて取れるはずがない」。名護市辺野古の新基地建設に伴う海上警備会社の残業代未払いは、防衛局が改善を指示したが、「うちも同じだ」と苦笑する」ということで、現場のやっつけらっしゃる方たちのその苦勞の一端も報道されているんですが、こうした千葉県警の警察官も恐らく似たような状況で今任務についておられると思うんですけども、そうした声は千葉県警には届いていないですか。

（「三輪委員、ほかの新聞は何て書いてあるんだよ、沖縄の新聞ばかり言っているけれども」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 先ほども話しましたとおり、個々具体的な報告は受けているわけではございません。派遣されている警察官は、沖縄県警察本部長の指揮監督のもと

で現場における混乱及び交通の危険防止等を任務としており、その範囲内で活動しているものと承知をしております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 現場の警察官も本当に苦勞されていると私は思いますよ。それで、今ほかの新聞はどう書いてあるかということで、いっぱい書いてあるんですよ、毎日新聞も、東京新聞も、それをいっぱい紹介するとまた皆さんおっしゃるから、後でよかったらいっぱいありますので御紹介させていただきますが、以上、るる質疑させていただきましたけれども、今回の派遣は期間も人数も言えない、そして拒否できるけれども断らなかつたその結果、今のような憲法や警察法に違反をするような、住民の命と安全を脅かすような、そうした行動を警察官、千葉県警の警察官に強いている、これは実際に千葉県民から寄せられた意見を見ても、県民の理解を得られるものではありません。私は今、——まだ要請が毎月1回来ているから、10月、今きょう段階ではまだ答弁なかつたから来ていないんでしょうけれども、撤退を強く要求いたします。拒否すべきですが、いかがですか。

○委員長（関 政幸君） 小林警備課長。

○説明者（小林警備部参事官兼警備課長） 先ほどから繰り返しておりますとおり、派遣された警察官の活動は、適切かつ中正、公平に行われているものと思っておりますので、撤退することは考えておりません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 承服できませんが、次の質問に移らせていただきます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員、端的に質問に入れるところはなるべく御協力をお願いします。

○三輪由美委員 次は全く別のテーマ、よろしいですか。高江の千葉県警派遣については、今の答弁承服できませんが、撤退を強く求めます。

次に、これで終わりですが、松戸新田の、松戸市に計画中のパチンコ出店問題についてお尋ねをいたします。

お手元に資料を配付させていただきました。これは、委員会のメンバーも少しかわっておりますので、少し前提問題として、本会議の議場に配られました、6月本会議で、パチンコ出店計画から子どもと住環境を守り安全安心、活気ある街づくりを求めることについてという請願が提出をされまして、そのうち本会議場で配付されました2つの項目が全会一致で採択をされました。大変県議会への期待が高まっておりますし、この間、住民側の皆さんが千葉県警との勉強会だとか要請行動にも県警の職員の方が同席をいただくと、出席いただくということで、感謝の声も寄せられております。

採択された2項目というのは、1つは——今から質疑させていただくのはその1つについてな

んですが、風営法や県風営条例を厳守させ、違反や規制逃れなどは認めないこと、ということで、このような項目が採択をされております。そのことに関連して、委員長、お聞きさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、県警本部長が6月の県議会の私の行いました代表質問の中で、この事業者、こちらは今1ページ目に資料を配付させていただいておりますが、株式会社——黒塗りになっておりますが、この株式会社と警察との協議といたしますか、相談といたしますか、それはしたのかということを知りました。そうしたら、警察本部長は、この事業者とは協議していないと答弁をされました。そのことで、やはり住民から事業者への不信が募っているわけですね。

といいますのは、こちらお手元に配付させていただきました資料に、これはどういう資料かといいますと、事業者が市長に説明会の資料ですということで正式に提出をしたものなんです。ここにこう書いてあります。真ん中辺ですね、2と質疑応答と書いてありますその5行下ぐらい、計画地の近くにA病院があり、風営法の関係上、70メートルの範囲にはパチンコ店の建設ができないのではないですか。つまり、県の風営条例では70メートルの範囲に保護対象施設、病院や学校があれば、そのパチンコ店の営業は許可されないものですから、こう住民が聞いているわけです。そうしたら事業者は、当該計画地の管轄である松戸警察署へ確認していますと言っているんですね。

次の質問が、風営法の申請はされるんですか。事前相談はしていますが、申請は今後行います、そういうことなんです。申請はまだ出ていないかどうかは私は知りませんが、とにかくここで言いたいのは、松戸署へ確認している、事前相談はしている、こうしたことを次、2ページ目、3ページ目と資料があるんですけれども、たびたびおっしゃっているんですね。

お聞きしたいこと、これは本部長、この事業者と協議はしていない、しかし、松戸署とかどうか分かりませんが、問い合わせとかそうしたこと、確認しているということを言っているの、問い合わせやそうした相談程度はあったと考えていいですか。それが質問です。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 風俗保安課長の横山でございます。

一般的には、風俗営業の許可に関して問い合わせがあった場合には、法令の解釈などについて可能な限り回答をいたしますけれども、許可の可否や許可基準に適合しているか否かについて回答をすることは一切ありません。なお、個別具体的な事案につきましては、事業者と関係のない第三者に教示して公にすることにより、事業者などの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、問い合わせや申請があったか否かも含めて回答することはできません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 一般的な話で今お答えになっているんですが、しかし、本会議、6月の代表質問でこれを聞いたのは個別の問題で聞いて、本部長は協議を行っていないということでちゃんとこの個別の問題で答えられているんですよ、再質問に対して。ですので、問い合わせ程度はあ

ったのかということをお聞きしている。本部長は個別の問題で協議していないとはっきりお答え、大変わかりやすいお答えだったですね。お答えしているわけですから、問い合わせはあったのかと聞いているわけです。

松戸署に確認されましたか、この資料を私が出すのは3度目なんですけれども、松戸署にこれは聞きましたか。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 本部長の事前協議はしていないというお答えがあったということなんですけれども、警察では、法令等に事前協議の規定があるものですか、事業者などに対する申請前の許可基準に関して助言をしたり、許可の可否を教示したりするなどすることを事前協議と考えております。よって、風営法には事前協議の規定はありませんし、申請前に事業者に対して助言などをすることは一切しておりませんので、本部長が事前協議はしていないとお答えしていることと特に矛盾はないと考えております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これは、個別の申請が千葉の県議会でも出されて、場所の特定したものです。そして、このことが申請が全会一致で一応採択されているわけですね。ですので、本部長は可能な限り誠実に説明をするとか、住民に対して対応するとおっしゃったのでお聞きしているんです。申請が採択をされているということをもって、やはりそれぐらいはお答えをいただいているんじゃないか。松戸署に確認されたのですかと聞いてもこれはお答えにならない。しているかしていないかわからないということで、これでは誠実な対応とはお答えできないと思いますよ。

営業許可申請は出ていますか、出ていないんですか。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 先ほども申し上げましたが、問い合わせですとか申請があったか否かも含めて回答することはできません。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 産廃の施設だとか、いろんな汚染土壌の施設なんかもそうなんです、申請が出たということはわかりますよね、県議会にも知らされたり、広く聞けばお答えになるわけですよ。何でこの風営法だけは——だけかどうかわかりませんよ、申請すら議会にも出たかどうかお示さない。それってどういう根拠に基づいて、申請が出たことも議会にも言わないというのはどこの法律にそういうことをしなさいと書いてあるんですか。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 特に、風営法上では申請があった場合に公表するような旨の規定はございません。それと、繰り返しで恐縮なんですけれども、具体的な事案については事業者と関係のない第三者に教示して公にすることは、申請の有無も含めて回答することはできません。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 今、風営法に公表することは書いていないと。じゃ、公表してはならないとも書いていないということですか。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 繰り返しになりますけれども、事業者と関係のない第三者に教示して公にしますと、その事業者などの権利、あるいは競争上の地位ですとか、その他正当な利益を害するおそれがあるという観点から、回答することはできないと申し上げております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 同じことを言うんですけれども、風営法には書いていないということですね。風営法には申請を公表してはならないということは書いていないということがよくわかりました。何回聞いても同じなものですからね。違ったら言ってくださいね。

（「同じ質問しているんだもの、同じ答えしかできないよ」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 じゃ、もう1回聞きましょうか。風営法には書いていないということですね。それは確認させていただきましたよ。

次、第2番目に、今度2枚目の資料になりますが、これは県警さんからいただきました。実際に70メートル、パチンコの建つ場所から保護対象施設が70メートル以内でないか、50メートル以内でないか、この2枚、資料を皆さんに配付させていただいた、これはことしの5月に保健所に対して、千葉中央警察署が①で千葉市中央区のここにパチンコの営業許可をおろすかおろさないかと判断をするに当たって、保健所に照会をかけた照会書です。1枚目が照会書。2枚目が図面ですよね。二重の丸い円形が描かれていて、このパチンコの営業店、黒で囲んであるところがパチンコのお店であるということで、この図面を見たときに、パチンコ店の壁から50メートル、1つ目の円形が、これが50メートル。これは私どもの住んでいる松戸のこの個別案件は70メートル以内であってはならないということなんですけれども、ここは商業地域らしくて50メートル、内側の円形が50メートルで、私が不思議に思うのは営業店の壁から円形を描いていますでしょう。これはどういうことですか。壁からではないんじゃないですか。県の条例では営業店の敷地から、つまり、敷地というのはパチンコ屋の壁ではなく駐車場だとか、通路だとか、そういうところも含まれるというふうに警察庁の風営法の解釈基準でも書いてあるから、何で壁から50メートルはかった円形を描いているんだろうかということなんです。これは説明願いたいと思います。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 確かに、条例上は敷地の周辺からというふうに規定されております。ただ、この照会書につきましては、警察では営業所の周囲に保全対象施設があるか否かを各機関に対して文書で照会しているものでございます。この地図上の営業所からの制限地域までの距離につきましては、営業所の周囲からの大まかな目安でございます。実際の距離よりは広目に範囲をとって照会しております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 実際の範囲よりは広目に照会をしているというのは、具体的にこれで言うとういうことですか、説明してください。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） この照会の関係で申しますと、地図に50メートルの表示がございますけれども、照会書のところで見いただきますと、住居表示を記載してございます。これは、例えばビルなどが混在する地域について、保全対象施設の存在がわかりにくい場合がございますので、地図で表示している範囲の住居標示を多目にとって記載してございますので、照会を受けた機関が判断を誤ることはないのではないかと思います。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 今の説明で、調査依頼地番というところでいっぱい地番が書いてあるということで広目に照会をかけているんだという理屈はわかりましたよ。50メートル以外に70メートルの円形も描いてあるから、ちょっとこれも二重にあるから何だろうと思ったけれども、今の説明、それはわかるんですよ。しかし、この壁から50メートルということを書きますと大変誤解になるし、これ自体風営法の解釈基準からすると不正確ですよ。違う円形を描いているわけですから、私は何で初めから警察庁の解釈基準に沿ったような円形をきちんと敷地からということで描かなかったんだろうか。忙しいから行ってられないとか何かわかりませんが、その理由は。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） あくまでも制限地域内に施設が存在するか否かを照会する文書でございまして、各機関から照会を受けた結果、営業制限地域内に保全対象施設があり、距離が微妙な場合ですと、警察は現地に赴き当然調査いたします。場合によっては、保全対象施設からの距離について測量をすることもございます。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 紛らわしければというか、そういう対象施設があれば、現地へ行ったり丁寧な調査をするということなんだけれども、この図面については風営法の解釈基準どおりのこの図面の書き方ではないということはお認めになったわけですね。

私、これは誤解しないだろうというふうにおっしゃっているけれども、例えば資料のナンバー5をごらんください。ナンバー5、資料のナンバー5は、これは千葉県保健所長から平成28年、警察所長宛てに回答がありましたね。これは医療整備課からいただいた資料でございますが、下記のとおり回答いたします、と書いてありまして、依頼の所在地、何とかの半径70メートル以内には病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所は存在しませんと書いてあるんです。つまり、この回答書を見ると、半径70メートル以内にはないと書いてあるんです。

さっき誤解しないと言ったけれども、この回答を見ると、ひょっとしたら警察が壁から70メートルを引いた図面を見てありませんと言っている可能性があるんじゃないですか。どうなんですか。お答えください。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 先ほども説明いたしましたけれども、この各機関に対して文書で照会する趣旨は、営業所の周囲に保全対象施設があるか否かを調べるものでございまして、地図上で大まかな目安として表示してございます。敷地の関係につきましては、現場に行って実態として敷地に該当するの否かということを確認を行います。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 請願が採択された内容は、違反や規制逃れなどは認めないことということで、警察は厳正な調査及び審査を行って適正に許可の可否を判断しているとお答えになっていますよね。しかし、大まかなということで、大まかな図面をちょっと描いて、それであればということなんですけれども、非常に不安が残りますね。私としては、やはりこの図面を描く段階で、きちんと風営法の解釈基準に照らした図面を描くべきだが、どうか、お答えください。

○委員長（関 政幸君） 照会であってもそうすべきだという話ですね。

横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 照会のことにつきましては、繰り返しますけれども、大まかなと強調されますけれども、大まかな目安を表示しているのでありまして、実際の距離が微妙な場合ですとかそういうときには、警察のほうで現地に赴き調査しておりますので、許可の法令に基づきまして適正な調査ですとか審査は行っているところでございます。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 風営法の解釈基準を、警察庁の解釈基準を唱えるのも千葉県警です。しかし、今大まかな大まかなと、私が言っているんじゃない、あなた様がおっしゃっているわけですよね。これで、では正しなさいと言ってもそれは正さないと、大まかなままやっちゃうと、照会については、これでは本当に県民からの信頼を得られませんよ。

現にこちら、これ、じゃ、調査してください、こちら。このこちらの医療整備課のこの事案を、一体どのような警察は70メートルの図面を描いたのか、これは調査していただいていいですか、委員長。この保健所から出ているんですけれども……

（「出ているんでしょう、これでいいんでしょう」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 これは保健所の医療整備課から出ているので、これに対応する警察からの資料を求めます。

○委員長（関 政幸君） 検討をよろしく願いますということですか。答えられますか、対応する資料を警察のほうとして。

(「見た感じ何もありませんけれども」、「何だっていうんだよ」と呼ぶ者あり)

○三輪由美委員 つまり、このナンバー5の資料で医療整備課が、保健所長から回答が来ているんですけれども、これに対応する千葉県警察からの、これと同じものですね。ナンバー2と同じもの、保護対象施設照会書というものを、資料を要求いたします。いかがですか、御回答ください。

○委員長(関 政幸君) 5の資料に対応する照会書、ナンバー2に相当するものを出してもらえるのかという話なんですけれども、今答えられますか。2とは違うんですか。

○三輪由美委員 そうなんです、2と違うんです。5は全く違う事例をいただいたんです、医療整備課から。よろしいですか、どうですか。

(「保健所の所長から警察の所長にこういうことですので来てきているわけでしょう。それに答えるたって、答えようがないじゃない。いいですよっていうやつだから、これは」と呼ぶ者あり)

○三輪由美委員 ですので問い、これは答えです。

(「答えだからいいんだよ、これで。それに対して警察がまたどこかやるってないよ、そんなのは」と呼ぶ者あり)

○三輪由美委員 問いの資料をくださいということです。2と5は場所が違うんですよ。

○委員長(関 政幸君) ナンバー5の回答に対するもとの照会資料を出せるか出せないかということですね。

○三輪由美委員 そうです、委員長、そのとおりです。別な施設なんです。済いません、わかりづらくて。

○委員長(関 政幸君) 検討が必要みたいなんで、今すぐ答えられないそうなので。

○三輪由美委員 警察はわかっただけでしたね、このナンバー5とナンバー2は違いますから、ナンバー2、3、4は連動しています。それで、5は全く違う場所の保健所からの回答だけいただいたんです。なぜなら、警察は意見しか出せませんかと言われた。

(竹内圭司委員「依頼したものをくれということ」と呼ぶ)

○三輪由美委員 そう、そうです。そうです、竹内委員、そのとおりなんです。

(「もとの依頼をしたのは警察だから。依頼書が何で出せないんだという話でしょう」と呼ぶ者あり)

○三輪由美委員 では、いかがでしょうか。

○委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。

○説明者(横山風俗保安課長) 委員が添付いたしましたそのナンバー5の照会書の回答につきましては、医療整備課のほうから受け取ったわけですか。

○委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 そうです。

○委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） そうしますと、警察のほうでは照会文書を出しての回答ということですが、その照会文書自体は多分医療整備課のほうで保管していると思われかもしれませんが、そちらで確認はできないのでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 警察なので、こちらは……

○委員長（関 政幸君） 三輪委員、これだけ読むと、何のやつが多分わからないんじゃないかなと思うので、その辺、ヒントとか何かあれば。

○三輪由美委員 じゃ、医療整備課に確認して、そして必要であれば警察から照会書をいただくということにさせていただきます。

○委員長（関 政幸君） 以上でよろしいですか。

○三輪由美委員 最後に、保護対象施設の敷地の判断基準についてなんですが、この場合、個別の問題で言えばここは病院になるんですが、保護対象施設の敷地をどこからだとするかは、この場合病院であれば医療整備課ということですのでよろしいんでしょうね、保健所に照会をしているぐらいですから。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 保全対象施設の敷地の範囲につきましては、あくまでも警察が風営法等の基準に基づいて判断いたします。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 病院の専用駐車場、よくあるんですが、ここもあるんですね。この松戸新田、この請願が出ました、すいません、こちらの松戸新田の請願が出たところの営業、パチンコ出店計画の近くにも病院があります。松戸でそういう意味では大変古い高齢者の充実した病院なんですが、この専用駐車場、病院の専用駐車場は病院の敷地であるというふうに明確に千葉県健康福祉部医療整備課が判断しております。しかし、今の答弁では、そうしたことも保健所などに照会をかけながら警察が判断をするということもお示しになりました。じゃ、警察が御自分で判断をすると言った場合に、例えば専用駐車場がある場合の病院の敷地などについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 保全対象施設の敷地とは、実際にその施設を利用する者の用に直接要されている範囲の土地と解しております。例えば、駐車場でありますと保全対象施設と連続し、これと一体となった駐車場であって、当該施設を利用する者の専用のものに限ると解しております。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 例えば、細い道路が1本隔てられていても、連続し一体的に使用されている場

合、これも敷地とみなし得ると、そういうふうにも判断をしてよろしいのでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 実際に現場のほうに赴いて確認しないと、実態が定かではない時点で断定はできませんけれども、専用駐車場から一旦公道に出て再び保全対象施設に入るようなものは、保護すべき状態が中断されているのであるから、連続一体性を有するとは言えないと解されます。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 この問題は今一般的な話として御答弁あったんですけども、しかし、現地に行ってみなければということもおっしゃいました。これは、個別具体的な状況を勘案して総合的に判断をするということ、駐車場利用者の実態なども見るということ、そうしたことでよろしいのでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） そのとおり、保全対象施設の駐車場の物理的、業務的な一体性ですとか、駐車場の排他性、駐車場利用者の実態などを個別具体的な状況を勘案しまして、総合的に判断することとなります。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 公道があっても、個別具体的に実際の利用なども勘案して判断をするという御答弁がありました。

それで、少なくともこの請願については、一番最後のページに松戸市長からの千葉県への、これは、くらし安全推進課のほうにかかわるお願い文書というのも来ております。つまり、松戸市の側でもこの70メートルの規制に——市に出されている文書がこの1ページ目ですからね、非常にわからないと、この70メートル規制の問題ではどういうふうな判断を警察がされるのかわからないという中で来ているわけなんです。

最後に、ぜひ私は現地、これだけ大きな問題になっているわけなんですけど、現地は行かれましたか。これは1点お聞きさせていただきたいんです。

（「行っているわけではないじゃないか、申請出していないのに」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 申請は出していないかどうかわからないですよ。出てるかもわからないですよ。

○委員長（関 政幸君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 個別具体的な事案でございますので、回答は差し控えさせていただきます。警察はあくまでも申請が受理した後に、法律の許可基準に従って審査、調査をすることとなります。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 請願が出ているということ、そして採択をされたこの重みを本当に受けとめていただくのであれば、申請が出ていようと出てまいと現地に行っていたきたいということは強く要望しておきます。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 請願議員の三輪委員、パチンコ屋のことで聞くんだけど、私のうちのすぐそばなんだけど、一切業者と接触も何もしていない、それを前もって言うておくけれども、あのね、何か住民を連れて警察庁まで行ったっていう話があるんだけど、警察庁へ行ってどんな答えが出てくるの、1つ目は。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ちょっと今文章を持っていませんけれども、千葉県の警察において適正な判断がなされるものということで、趣旨はそういう回答です。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 それから、さっき2つ我々も賛成した、前回、6月議会に。1つは、法令を遵守しろということと、もう1つは、交通渋滞、子供の通学路の問題。三輪委員は、ただパチンコ屋反対、反対と言っているけれども、それに対して交通渋滞をどうするかとか、通学路をどうするかとか、そういうことに対しては何か行動しているわけ。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私に対する質問なので。そもそも今河上委員がおっしゃったように、今でも渋滞していますよね、もう一番、多分地元でいらっしゃるの被害を感じていらっしゃるんだと思うんですけど、それについて行動しているかといえば、行動しております。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 どういうふうに行動しているの。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 1つは、やはりここにパチンコ店が何の交通量調査も渋滞調査も交通安全面への配慮なしに建てられてしまうということに対して、1つやはりこの請願者の紹介議員になっているということは、この請願を採択して、ここにパチンコ店が建つことについて、630台ですから、ここに入る駐車場の台数が。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 いや、そんなことじゃなくてどういう行動をしているっていうの。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ですので、1つはこのパチンコの問題について行動していると。ここに、このまま建ってはならないという立場で行動しているということと……

○河上 茂委員 いや、その交通渋滞とか通学路に対してどういう行動をしているかというの。我々が賛成したじゃないですか。ただパチンコ屋の反対、反対だけで、今だって交通渋滞してい

るのは、これは当然わかっているけれども、これからももっとこれは交通渋滞になりますよ。それに対してどういう行動をしているかって聞いている。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ですので、まずこのパチンコ店が建つと630台ですよね、河上委員御存じのように。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 知らないよ、そんなの何台か。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 いえ、そうなんですよ。で、前に間もなくできるのが244台なんです、ロイヤルホームセンター。一遍で874台が、マックスでですよ。あそこに車が押し寄せるという前提ですから、私はその前提そのものを我々行政の側でやはりチェックをしていくと。昨日も松戸の環境部のほうにも問い合わせしたんですけども、例えば排気ガスの問題は大変深刻であるということなんです。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 あれ何で今交通渋滞しているかという、消防署のところに信号があるじゃない。今のパチンコ屋のところは、あれはダブルスクランブルなんだよ。だから、それで交通渋滞しているわけ。消防署から先、駅のほうへ行く道路は、あれは大型車はあそこを通っちゃいけないことになってるの。だから、みんな消防署から左へ左折するわけよ、大型車が。そうすると、右折レーンはあるけれども、直進する人が左折のレーンがないから、それで混むんだよね。それに対して、あそこの左角のマンションのところの、あれは駐車場になっているところがあるんだよ。そこを用地買収して左折レーンをつくりなさいということをして私がやっているんだよ。もう地主にまで話をしているの。それで、通学路はあのスクランブルのところのあのマンションに入るあの道路、あれは歩道がないんだよ。洗濯屋みたいなところがあるところ。反対側の工場だか給食屋だかあそこにも話をしているけれども、建物が建ったときに我々は既に何メートルかセットバックしているんじゃないかと。何で俺たちばかり協力しなきゃいけないということも言っているわけ。だから、そういうふうに私たちはやっているんだよ。

パチンコ屋なんかこれからのことで、そんなものどこのあれだか知らないけれども、ただパチンコ屋反対、パチンコ反対と言ったって、あれだけ物が建っちゃっているんじゃない、もう。何かあなたが集めた、明市民センターか何かで、とんでもないところの場所で何かやったらしいけれども、そのときにも誰かが、もうあれだけ建っちゃっているんだから条件闘争でやったらどうだというふうな言い方をしたという話も聞いているわけ。

だから、もうちょっと先を見て、通学路の問題と交通渋滞の問題だとか、そういうことに一生懸命やってくださいよ。ただパチンコ屋反対、パチンコ屋ったって、中には賛成もいるんだから。何で人の足元来て、あんなわあわあ住民をあおってやっているんだよ。みんな言っているさ。あなた地元の人間じゃないって言われたことあるでしょう。そういうふうに……

○三輪由美委員 松戸市は私の地元でございますので、市民から要望がありましたらやらせていただきます。

○河上 茂委員 だから、交通渋滞とか通学路の問題だとか、そういうことも一緒に協力して俺やるから、そういうふうにやりましょうよ。そんなわあわあわあわあ、同じことを……

○三輪由美委員 そうですね。通学路や渋滞の問題も……

○河上 茂委員 6月から同じことを何回も何回も質問したって、答えは同じだ。何年も議員やっているんだから、もうちょっと考えて話をまとめてやっぱり質問しなきゃ。

終わり。

○委員長（関 政幸君） どうぞ、鈴木委員。

○鈴木 衛委員 今、三輪委員の最後の要望なんだけれどもね、ちょっと委員長に整理してもらいたいけれども、当局に申請があろうがなかろうが現地調査をしてきなさいと、こういうふうな要望があったけれども、当局においては申請がない場合に現地調査できないと思うんだけど、それを要望されちゃって、委員長としてそのまま受け流しちゃうのかどうか私はわからないけれども、その辺のやっぱりしっかりとした、できないものを要望するというのはおかしいと思うんだよね。だって、申請がないのにどうやって現地調査するの。

○委員長（関 政幸君） 現実的にはね。

（「規則に沿ってない」と呼ぶ者あり）

○鈴木 衛委員 申請があればね、それはいろんな条件を満たして現地調査する必要があるのかもしれない。その場合には、現地へ行って当局が調査するということもあるだろうけれども、申請がない、実態のないものを審査してこいといったって、これは調査というのはちょっと難しいんじゃない。それを要望されちゃって、この委員会の中でそのまま、要するによしとは言わないけれども、通り過ぎちゃうと議事録に残るわけだから。その辺、ちょっと取り扱いを委員長にどうするのか、整理してもらいたいね。

○委員長（関 政幸君） どうぞ、三輪委員。

○三輪由美委員 鈴木委員さん今おっしゃっていただいたんですけれども、河上委員からも通学路や渋滞の問題、これは請願の採択の4番目がまさにその問題なんですね。青少年の健全育成、犯罪の防止、通学路の安全、事故防止、深刻な交通渋滞の緩和など、安全・安心のまちづくりを進めることということで採択をされております。河上委員からは、もっと行動しろというような御意見、御提言をいただいているわけですから、2の観点で多分鈴木委員おっしゃっておられるんだと思うんですけれども、やはり2と4を……

○鈴木 衛委員 いや、2とかなんとかじゃなくて、あなたが言ったこと自体が議事録に残って、私、要望しましたよという話が残っちゃうじゃないですか。できないものを要望して、そのままこの委員会でその発言が残っちゃってですよ、今後、私はそういうことについても要望してありますということになっちゃったときにどうするのかと、取り扱いをね。だから、それは要するに申請のないものを当局に現地調査してきてくださいと要望されても、それはそのままというのは、

ちょっと私はこの委員会としてどう取り扱いというのは、やっぱりある程度重要視してもらわないと困ると思うな。

○委員長（関 政幸君） 恐らく最終的に個々の委員が議事録にどう残すかというのはあると思うんですけども、例えば、そういったすべきだという意見で考えてほしいというところにとどめるというというものもあります。

○三輪由美委員 そうです、要望です。要望は取り消しません。議事録削除はありません。

○委員長（関 政幸君） 江野澤委員。

○江野澤吉克委員 それに対して執行部に、要するに答弁してもらおうのは、要望、申請がないのにできないよ、要望に対して。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 申請しているかいなか、こっちは言えないんだから。

だから、三輪委員がさっき通学路とか交通渋滞のことを出して鈴木委員に何か言っていたけれども、ただ反対反対ばかりしていないで行動しなさいって言っているんだよ、俺が言っているのは。俺は行動しているんだから。だから、俺すぐそばに住んでいるんだから。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ただ反対、反対していませんよ、私は。

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 反対反対って言っているじゃない、さっきから。反対じゃないか、見ていけば、全部。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 反対だけしていませんよ。

（「まあ地元は地元があるからな」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 政幸君） 河上委員。

○河上 茂委員 こっちは反対反対といったって、ちゃんと条例や法令を守ってみんな仕事しているんだから、それは70メートル以内にあつたら許可なんかおろさないよ。幾ら言ったって。

○委員長（関 政幸君） はい、三輪委員。

○三輪由美委員 先ほど発言についてはそういうことです。要望でございますので。

○委員長（関 政幸君） そこは動かさないということ、周りの方の委員の御意見があつてもということですね。

○三輪由美委員 もちろんです、これは住民の願いです。

（河上 茂委員、「採決」と呼ぶ）

○三輪由美委員 そんな私が発言したことに対して、議事録削除みたいなことは絶対あり得ないですね。住民の願いを、要望を私は申し上げさせていただいたんですから。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 実現可能性とは別にということですね。

どうぞ、山中委員。

○山中 操委員 ちょっと私はこれをペーパーをいただいているんですけども、私はよく理解できないんですよ。こっちは松戸でこっちは千葉だ、こっちはどこだってね、私はこれは真っ赤っかに印をつけましたよ。これは私の地元なんです、中央区、若葉区の隣接なの。それで、ここはコジマっていう電気屋さんが撤退したんです。もう何年も空き家で、周りのPTAから、お母さん方から危ない危ない、何とか山中先生頼みますよと、あんたは県会議員だろう、警察には強いだろうと言われてまして、もう怒られ怒られで、私は今全部マーカーをつけましたよ。私の母校ですからね。これは病院ですよ、みんな病院。幼稚園も。ぜひこういうのをもし出していたくんだったら、三輪先生、事前に私に一声かけていただければ。これは要望でございますので。

以上でございます。

○委員長（関 政幸君） 竹内委員。

○竹内圭司委員 ちょっと先ほどの意見について。先ほどの鈴木委員の要望に対して要望したということが削除とかいう話があったんですけども、三輪委員は削除は、取り消さないということなんですが、要望に対してどうしましたかということも答える必要が次はなくなってくるので。要望に対してどうなりましたかって、また言われると思うんですよ、三輪委員はね。それについてどう思われますか。特に答える必要は、要望を受けとめたわけでもないんですよ、今の状況は。現地調査をしてくださいという要望を、申請の有無があるかないかを言えない状況の中で、要望に対して何かしてくださいということを受けとめたわけではないんですよ。だから、また次の本会議とか一般質問等で、要望に対してどうだったかって当局に聞かれても、お答えすることができないことについてどのように感じていらっしゃるのかということでございます。それでも、削除はしなくても別に結構です、発言ですから。そういうことが何のためなのかもわからないです。

○委員長（関 政幸君） お答えが何かあれば。

○三輪由美委員 どんな問題でも住民の願いがあって、請願が出たりしますよね。そのこの現地に来てくださると、ぜひ見に来てくださると。例えば、それは病院であっても福祉施設であっても、そういうふうに住民が願うのは当然であります。ですので、私は要望させていただいたままで。

（「言いっぱなしでいいってことね」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 政幸君） 竹内委員。

○竹内圭司委員 こういう施設に対して現地調査するときというのは、やっぱり法律上ちゃんと入っていかどうかとか、全部関係してくるんです。申請の有無がないのに入れるかどうかというの、今のところ答えられないんですよ。そのことについてどう思いますかということですよ。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 現地に来てくださるということを私は申し上げて……

○委員長（関 政幸君） 竹内委員。

○竹内圭司委員 行っているかどうかとも答えられないんです。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 請願の全体は、まちづくりも含めてかかわっているわけです。

それで、施設とおっしゃったけれども、まだ営業許可をおろすかどうかはまだ成立していないんですよ、営業店は。しかし、もう早くから住民の願いがあって皆さんに御賛同いただいている場所ですので、見に来ていただきたいと。何もその営業店自体は許可されていませんから、その中に立ち入れとか、そういったことを求めているわけではないんですよ。

○委員長（関 政幸君） 竹内委員。

○竹内圭司委員 わかりました。そこまで言っていただけるとありがたいんですけども、私、誤解ないように言いますと、前回の請願に対して、我々も賛成をさせていただいていると思うんですよ。それにもかかわらず今申し上げているのは、その建物に対して警察のほうに要望されて——行ってくださいという要望ですから、立ち入ってどこまでしてくださいというのもまず言えないんじゃないですかという。今確認できましたので、だから、もう要望に対しては聞きましたよでよろしいんですよねという話になっちゃいますけれども、それでよろしいですかということ。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 はい。

---

#### 議案第1号関係（環境生活部関係）

○三輪由美委員 人件費についてなんですけれども、9,353万円の削減の内訳をお願いいたします。

○委員長（関 政幸君） 富塚環境政策課長。

○説明者（富塚環境政策課長） 人件費の補正額の内訳ということでございますが、内訳といたしましては、職員の給料の減額が4,467万8,000円、手当、諸手当が2,001万3,000円、共済費が2,884万5,000円でございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、人員が減らされているのではないかということをお聞きしたかったんですが、環境研究センターが2人減、大気保全課が1人減、廃棄物指導課が1人減ということで、前年よりも4人の職員さんが減らされているのではないかというふうに思うんですけども、それについてもしそうであるならば減じた理由と、平成25年当初と比べてみますと、環境部全体が331人いらっしゃったのが、今回の9月補正で309人ということで減っているんですよ。もちろん組織改変というのがあったということはおわかりですけども、私の着眼点は環境研究センターであるとか、大気保全課であるとか、廃棄物指導課であるとか、大変重要な、もちろん全部重要なんですけども、組織がえのないところで今回も減らされた。平成25年当初からすると、それぞれ今言った3つの部署で担当で減っているのは何人ぐらいかなって、わかれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（関 政幸君） 富塚環境政策課長。

○説明者（富塚環境政策課長） まず、今回の補正、減額の理由は、職員の人件費が減っておりますが、人員構成が若返りといいますか、経験年数の少ない給料表1、2級の職員がふえて、3級以上の職員が減ったことによる人員構成の変化に伴うものが主でございます。4人減っている理由につきましては、本年3月に採用辞退者4名がありましたため、ただいま委員の御指摘のあった所属で結果的に不足しているというか、当初予算積算時に比べ人員が減っているということでございます。

それから、平成25年に331名から、今回の補正の時点で309名と22名減っているわけなんです、その理由は委員も御指摘にありましたとおり、今回の採用辞退のほかは、組織改編や業務の見直し等によるものでございます。

大きな組織の改編といたしましては……

（三輪由美委員、「組織関係の説明はいいです。」と呼ぶ）

○説明者（富塚環境政策課長） はい。生活関係の3課が2課になったという大きな改編がございましたが、それ以外に班ですとか管理職を減らすですとか、さまざまな見直しが行われておりますので、細かい数字というのは今申し上げることはできません。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、大気保全課とか廃棄物指導課の平成25年の、これは組織改編がなかったと思うんですけども、あるいは環境研究センターとか、その今言った部署について、平成25年と比べてどれくらい減っているかというのはわかりますか。わかれば。

○委員長（関 政幸君） 富塚環境生活課長。

○説明者（富塚環境政策課長） 申しわけありませんが、その数字は今持ち合わせておりません。

○委員長（関 政幸君） いいですか。

○三輪由美委員 はい。

それからあと、再生可能エネルギーの導入推進基金事業で1億5,000万円を国庫に返還すると。なんです、やりたかったけれどもできなかったということを聞いているんですが、例えば具体的にどういう事情によるものなのかということが1点。

そして、これは多くの避難場所などに再生可能エネルギーを設置するという大事な事業だと思うんですけども、今でもやはりそういう需要があるのか、国に改めて要望することはしているのか。仮に国が今すぐつけなくても、県独自の支援事業も検討すべきではないか。

以上、お答えください。

○委員長（関 政幸君） 櫻井循環型社会推進課長。

○説明者（櫻井循環型社会推進課長） 再生可能エネルギー等導入推進基金事業でございますけれども、当初見込んでいた事業の中には、市町村の事情で取りやめたものもあるのは事実でございます。市町村が事業を取りやめた理由としましては、この事業に付随して必要な施設の整備工事ですとか、太陽光パネルを設置する屋上のメンテナンス、こういったものが付随して必要にな

ってまいりまして、市町村が自己財源の確保にめどが立たなくなったというものが大半でございます。

今回、基金の残高1億5,000万余を国庫に返還することになったわけですけれども、県としましては、事業開始後も市町村から要望を伺い、おくれて要望のあったものにつきましても追加で採択をしながら進めてきたものでございます。所期の目的は一定程度達成したものと認識をしております。

現在、導入事例につきまして市町村に情報提供を行っております。市町村にはこれも参考にさせていただいて、それぞれの事業計画に基づきまして自主的に再生可能エネルギーの導入に取り組んでいただきたいと考えておりますので、国に特に継続の要望はしておりませんし、県で単独で事業を継続する予定もございません。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり必要な再生可能エネルギー、大変重要な分野で、しかも、まだまだおこなわれている分野ですから、県独自でも予算化を求めるものです。

以上です。

○委員長（関 政幸君） それでは、議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

小宮委員。

○小宮清子委員 他の所管で賛成しかねる部分がありますので、反対いたします。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 同様の理由により反対いたします。

---

## 発議案第2号関係

○三輪由美委員 千葉県の自転車事故の現状が全国平均よりも若干多いというふうに聞いたのかなと思っているんですけれども、県にこれはお伺いしますが、現状はどうなっているのでしょうか。自転車保有台数の人口比みたいな、もし全国比較みたいなものがあれば教えてください。

それから、この条例案では、国の道路交通法で定められた以上の上乗せというのは、具体的にはどのようなものを盛り込まれたのでしょうか。これは提案者の方にお聞きをいたします。

それから、条例では道路環境の整備とか財政的措置がきちんとうたわれております。賛同いたします。これは当局にお聞きすることになるかと思いますが、県内において自転車専用道路の整備だとか、駐輪場の整備の現状や、並びに今の県の計画の中で、例えば具体的なこうした整備にかかわる数値目標みたいなものは県としてはお持ちなのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（関 政幸君） 森竹くらし安全推進課長。

○説明者（森竹くらし安全推進課長） くらし安全推進課、森竹でございます。

委員のほうから質問のありました整備の関係でございますけれども、私のほうからは、自転車の駐輪場の整備状況について御説明をさせていただきます。

駐輪場の整備ですけれども、自転車等駐車施設は各市町村で管理しておりますけれども、本年4月1日現在、県内全市町村で857カ所、収容可能台数では39万8,399台の施設が設置されているところでございます。

以上でございます。

○委員長（関 政幸君） 関係課長。

○説明者（渋谷交通総務課長補佐） 警察本部交通総務課の渋谷と申します。

自転車環境の整備状況についてであります。先ほどの警察本部の審議の中でもございましたが、自転車の通行環境の整備につきましては、平成24年11月に国土交通省と警察庁が示しました安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン、これを受けまして各市町村が策定した自転車ネットワーク計画にあわせまして、必要な交通規制等を実施してその整備に努めているところであります。平成28年9月末までに20区間、約26キロメートルの自転車専用通行帯を整備したところであります。

今後も自転車利用の実態や道路幅員等の交通状況を踏まえまして、道路管理者等と連携して自転車通行環境の整備を推進してまいります。

以上であります。

○委員長（関 政幸君） 鈴木委員。

○鈴木 衛委員 では、私のほうから条例の上乗せについての回答をさせていただきます。

本条例の規定のうち主なものを、今年の直近の本県の交通事故状況に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、夕方のライトの点灯、第5条第2項でございます。時間帯別で夕方から日没の間、16時から20時の交通事故が全体の3割近く、27.4%を占めていることから、早目のライト点灯により歩行者や自動車にその存在を示すことが必要と考えました。

次に、自転車の側面への反射器材の装着でございます。これは第14条第1項でございます。場所別で、交差点や交差点付近で発生した事故が自転車の関係する事故全体の約7割、71.9%を占めていることから、夕方、夜間帯の自転車の横断事故を防止するため、自転車側面への反射器材の装着が必要と考えました。

次に、ヘルメット着用でございます。第14条第3項、第4項でございます。年齢別で小学生から高校生までの子供たちが関係する交通事故の約7割、69.2%が自転車が関係する事故であること、また、自転車が関係する交通事故で亡くなった方の約8割、78.6%を高齢者が占めていること、損傷部位では、自転車乗車中に死亡した人の約8割、78.6%が頭部損傷であったことなどから、交通事故に遭った場合、致命傷となりやすい頭部保護のため、子供と高齢者のヘルメット着用が必要と考えました。これらの交通事故状況をもとに自民党内で検討し、それぞれを規定したところでございます。

以上でございます。

○委員長（関 政幸君） 森竹くらし安全推進課長。

○説明者（森竹くらし安全推進課長） 先ほど答弁漏れがありまして、大変失礼しました。

まず、千葉県内の交通事故の状況でございます。昨年の本県における自転車が関係する交通事故でございますけれども、交通事故全体の22.2%、全国平均が18.4%ということでございますので、全国平均を上回っているという状況でございます。

それから、自転車の保有台数でございますけれども、公式な統計というよりも、社団法人の自転車協会というところが独自に算出している統計でございますけれども、これによりますと、平成20年に千葉県内の自転車の保有台数は376万3,000台ということになっております。なお、平成20年の統計が最新でございます、これ以後の統計というのは手元にはございません。

それから、先ほど整備状況の中で整備目標があるかという質問に関して答弁漏れがございました。申しわけございません。整備目標については持ち合わせておりません。

以上でございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 詳細な説明ありがとうございます。上乘せをしている部分も納得できますし、また、今御答弁ありました千葉県が22%で全国平均が18%ということで、予想以上に千葉県内の自転車事故が多いという数字も改めて聞かせていただきました。ありがとうございます。やはり計画目標がないということで、この条例ができることによって目標を持っていただきたいというふうにも思います。私ども松戸市に住んでおりますけれども、なかなか自転車、車道を走るにも狭く、歩道を走るにも狭くということで、大変環境に優しく貴重な存在、重要な存在なんですけれども、やっぱり道路環境の整備が必要だということを改めて痛感しております。

最後に意見表明なんですけれども、家庭という項目があえてあります。他県の条例などでも、ここに家庭ということが1項目設けられているので、なくてもいいかなと。県民や保護者ということであるふうにも十分ではないかというふうに考えますが、これは意見です。

それから、滋賀県の条例を見ますと、環境にかなり優しいという自転車の優位性が詳細に盛り込まれています。もちろん、この千葉県条例にもそうした趣旨は触れられておりますので、よりマイカーを減らして自転車や公共交通へ、環境の点でも大きく転換していくためにも、本自転車条例の成立によって千葉県の自転車環境がよくなることを望んでおります。

以上です。

---

#### 諸般の報告・その他の関係

○三輪由美委員 館山の坂田の問題ですけれども、9月の29日に県が再度埋め立て許可をおろしたということを報道で知りまして、大変驚いております。住民の理解が十分に得られたというふうに認識をされているのでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） 住民の方の御理解ということでございますけれども、私ども事業者から住民説明会の議事録もいただいております。それによりますと、自治会の会長さんが、質疑応答が終わった後に会議を閉じております。十分住民との説明も行われたかというふうに考えております。

また、私ども許可を出しましたのは、条例上の審査基準に基づきまして全ての項目を審査いたしました結果、許可して問題ないということになりましたので、許可を出させていただいたということでございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 問題ないとおっしゃいますけれども、今質疑でもありましたように、本来許可基準では搬入しないこととなっている産廃が、住民からの通報で発覚をしたり、そういうことがあるわけですから問題がないなどとは言えないと思いますし、住民の理解が得られたというふうなことをおっしゃいますけれども、9月30日の千葉日報では、館山の海と山の自然を守る会の船田会長さんの団体が、無制限の事業拡大に歯どめをかけるはずの条例が死文化するとして許可しないよう求める要望書を県に提出されました。地質の専門知識を持った人による現地の詳しい調査や、産廃とされる混入物の撤去などを求めているということで、大きくこれは新聞にも報道されているわけですね。その直後の常任委員会でそうした答弁しかできないとおっしゃるのは、大変、これもまた遺憾であります。

6月の常任委員会で、この業者は同じ場所で5月に新規事業として埋め立てを県に申請していた。つまり、同じ場所で何度でもやれるのかということが、もちろんこちらの論理は新規ですよと、きちんと審査をするんですよということはあるにせよ、この6月の常任委員会でも、環境生活常任委員会でもそういったところで疑問が呈された議論の途上であった、新聞でも報道されている。許可をおろしたら、やはりこのように住民がコメントを出しているということなんですね。議会での議論でも途中、しかも代表質問の前の段階で許可をおろしたという、この私は県当局の判断、非常にこれは拙速だというふうに言わざるを得ませんよ。

聞きたいんですけれども、住民との話し合いが数回行われていた。こちらの県庁にいらっしゃったそうした住民の会との話し合いが行われていたけれども、途中からもうお断りをされている、これは事実ですか。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） 住民団体の方とは4回にわたり面談を行いまして、その後はお断りをさせていただいております。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私が伺っているのはそれ以降の話し合いを、申し出があったけれどもお断りされているということではないですかというふうに伺っておりますが、いかがですか。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） 4回目お会いした後、それ以降はお断りをさせていただいております。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり先ほども質疑でありましたけれども、住民からの指摘で産廃が発覚をして、それで再度検査をすべきではないかというふうに質問されていることに対しても、しないということですからね。やはり住民が疑念を持たれるのは、これは当然で、検査もしない、話し合いも拒否をするというような、そうした環境行政の姿勢が私は本当に問題だというふうに思います。私も、委員会でもこうした問題、平成15年の残土条例の改正の趣旨が本当に生かされているのかという議会での議論を踏まえて、幾つか県に調査をして資料も求めました。私も伺いましたよね。これまで同じ場所に新規で再び事業を許可した例がありますかと伺いました。そして、市原の例というのを持ってこられました。なかなか古い資料で読みづらいんですけども、これ、同じ場所、同一場所だという説明なんですけれども、そうなんですか。館山のこの坂田の例と、私は同じようには思えないんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） 委員御指摘のように、坂田のようにほとんど同じというわけではありませんけれども、重複した場所ということでお持ちしております。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 違うんですよ。坂田のように同一の場所ではないということをお認めになりました。つまり、図面を見ますとずれているんですよ。同一場所もあるんですけども、ずれているんです。違う地域、区域も入っているんですね。これを同じですと持ってきたものですから全く理解できなくて。ですので、やはり私はこれは全くまだ議論が道半ば。そして、住民の理解も得られていない。大事な大事な全国初の千葉県の残土条例にかかわる重大な問題を、やはりこんなに拙速に許可をしてしまうということに対して、私は非常に遺憾であります。引き続きこの問題は徹底して議論していきたいし、今回の許可についてはやはり取り消しを強く求めるものです。

産廃110番について続いてお伺いいたしますが、10月の初めに、この県議会の最中です。県庁の私どもの控室に、山武市にお住まいの青年から、知り合いがメガソーラーをつくる現場で働いているけれども、非常に強い強烈なおいで、これは産廃じゃないかというふうにその人が思いまして、調べてほしいという通報があったわけですね。私どもの部屋にあったんですけども、実は、その方はインターネットで産廃110番というところをごらんになって、初めて山武の振興事務所に電話をされた。しかし、その対応が、通報はしたんですけども、行ってられないというような対応をされてしまったので、もう一度ネットで見て県の廃棄物指導課に電話をしたら、わかりましたと、すぐに対応してくれたというものだったんです。でも心配だからということで、私は全く知らない方なんですけれども、お電話をいただきました。

この青年が、山武振興事務所に産廃110番だということで電話をした、これは別にいいんですね。確認です。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） 問題ございません。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、何で行ってられないというような対応に、ちょっと端的な言葉の表現で恐縮なんですけれども、なってしまったのかわかりませんが、そうした場合に、つまり通報があった場合に県としてどう対応するルールになっているんでしょうか。フローチャート、初めから1から10までおっしゃる時間はないんでしょうけれども、簡潔にどういうふうなルールになっているのか教えてください。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） まずは産廃110番のほうから申し上げますと、産廃110番につきましても、24時間、365日で受け付けておりまして、平日は廃棄物指導課、夜間、休日については民間の委託会社に対応しているところでございます。通報を受けた場合につきましても、平日の昼間につきましてもは廃棄物指導課、それから各振興事務所が現地等を確認いたします。平日と夜間と休日につきましてもは民間の警備会社が現地確認を行いましても、翌平日に廃棄物指導課、関係の地方振興事務所、地域振興事務所に報告され、などを県が対応しているところでございます。

また、産廃110番以外にも、例えば住民の方であるとか、警察であるとか、そういった方々から振興事務所に対して通報がありますけれども、基本的にはその振興事務所において対応するものでございますが、例えば内容が広範囲にわたるものであるとか、悪質性の高いものにつきましてもは廃棄物指導課が単独あるいは地域振興事務所とも協働して対応することもございます。

以上でございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、これはどうなりました、この案件は。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） 既に地域振興事務所のほうで立入調査を行っているところでございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 結果を教えてください。今段階での結果。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） この事業地でございますけれども、事業地内の土砂による整地造成を行いましても、その後太陽光パネルを設置するものでありました。なお、事業地内に敷き詰められている碎石に廃プラスチックであるとか木片などの廃棄物が発見されたということでございますので、今後事業者からこの碎石の購入先であるとか製造元確認をいたしましても、適切なものかどうかを確認する予定であります。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 産廃が発見されたと、住民の通報によって発見されたと。初め、行ってもらえないよと、これはちょっと不適切な対応だったということはお認めになりますかという点が1点と、改善をしていただきたいということが1点と、産廃が発見されたわけですから、じゃ、今後どうなるのかということで、これは今若干答弁ありましたけれども、徹底した立入調査、県も入っての徹底した立入調査や、違反者への徹底的な監督と、時には、必要ならばもちろん行政処分も行ったり、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させる、これで間違いないですねということと、通報者にもこれはきちっと説明をするそういう仕組みというのはあるんでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） まず最初、初期対応でございますけれども、委員御指摘のような点があれば不適切な対応だったというように考えておりますので、改善をさせていただきたいというふうに考えております。

また、今後の対応につきましてですけれども、この調査の結果、必要な措置、必要な立ち入り、指導などを徹底して行っていきたいというふうに考えております。

最後に、通報者にですけれども、その結果については個々報告はしておりません。

以上でございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 きのう、おとといも電話ありまして、産廃が発見されたようだけれども、通常どおり動いているということで、やはり周りの地元の住民は不安なんです。ですので、ぜひこれからそうしたことも住民の方にも知らせができるような仕組みを考えていただきたいし、実はこの事業者のネットで経営理念などを読ませていただきますと、非常にいいことが書いてありまして、太陽光の資格も、許可も持っているし、産廃の資格も持っている、さまざまな許可を持っていて、全く産廃が出るような会社ではないということが書いてあるんですね。なので、これは本当に何で住民の通報でしかこういうものが発見されなかったんだろうと。今のメガソーラー、再生土、ここで産廃が見つかったわけなんですけれども、これは住民から言われなくても県で何らかそういう網の目というか、チェックする仕組みはなかったんでしょうか。

○委員長（関 政幸君） 長谷川廃棄指導課長。

○説明者（長谷川廃棄物指導課長） 産業廃棄物の不法投棄につきましては、24時間、365日のパトロールをやっておりますし、先ほど申し上げましたとおり産廃110番がございます。こちらから県民の情報もいただいているところでございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 あんまり答弁になっていないんですけれども、時間もあれですので次に行きますが、千葉県浄化槽検査センターの法定検査の遅延についてなんです、これも驚きまして、6月末段階で、今平成28年ですから、平成11年から17年間ですか——も、1,752件もの7条検査の遅延があった。つまり、先にお客様から1,762万円の検査手数料をもらっているながら7条検査をやっ

ていなかったということで、この7条検査というのは一番初めの設置された段階の検査なんですけれども、全国で47都道府県で千葉県はワースト1位とかワースト2位とかという大変ゆゆしき事態なんですけれども、これは県民の苦情によりいつ発覚したんですか。県が立入調査を実施したのはいつですか。

○委員長（関 政幸君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 県民の苦情があったのは4月でございます。4月に県民の方から苦情があったということで検査センターから報告を受けまして、私どもとしましては、4月から聞き取り調査などを行っていたわけなんですけれども、その中で、あと早期解消も指示しているわけなんですけれども、進捗状況とか説明が判然としかかったために、7月11日と8月9日に立入調査をしたところでございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私も仕組みがよくわからないんですけれども、4月に県民からこれだけの、発端ということで声があって、立ち入りが7月とか8月とかって、遅いと思うんですよ。毎年1回はこれは立入検査をしていたんですか、どうなんですか。ここ5年間でいつ立ち入りしましたか、何回。その結果はどうだったんですか。簡潔にお答えください。

○委員長（関 政幸君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 立入検査につきましては、まず、立ち入りの状況でございますけれども、毎年1回というふうな規定にはなってございませんので、何かあるときとか、あとは疑念があるときに立入調査をするということで、今回の立ち入りも県民の方からそういう検査に来ていただけないという情報がございましたので、検査機関に確認し、それでもわからなかったことから、私どもが確認をし、立入検査をしました。

遅いということでした。確かに指導していた流れはありますので、その間、3カ月ぐらい立ち入りまで時間がたってしまったということは、もう少し早くやるべきところがあったのかもしれない。そこは申しわけなく思っております。

あと、今までの立ち入りの状況ですけれども、何回やったのかということで、先ほど申し上げたとおり常に立ち入りをするというものではございませんので、過去の事例でございますと、平成23年度、25年度、28年度に、それぞれ理由は違いますけれども、立入調査を3回都合やっております。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 28年度というのは……

○委員長（関 政幸君） ある程度まとめて聞けるものがあればまとめてやっていただけたら。

○三輪由美委員 発言の順番ということもありますし。委員長、委員会審査は2日間ございます。この審議は続けさせていただきます。まとめさせていただきますから、なるべく簡潔に。

23年に1度立ち入りをされています。28年3回とおっしゃったけれども、28年は今回ですから入れないでいただきたい。これまで2回立ち入りして、じゃ、23年に行われた立入検査の内容は

どういう事案だったんですか。

○委員長（関 政幸君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 23年の事案につきましては、検査機関の検査員がお客様のところに伺って、十分な検査をしないで立ち去ったということがございましたので、それで立入検査をしたところでございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 何か顔だけ洗って帰っちゃったみたいなのちょっとエピソードも聞いているんですけども、そういう。ですので私、例えば23年にそういうことがあったのであれば、それに毎年そのワーストワンと、7条検査の結果が全国47都道府県の中で非常に悪いわけですから、これは毎年立ち入りして当たり前でなかったのかなと思うわけなんです。で、それをしていないと。本当に甘いし、ぬるいし。現在、千葉県から検査センターに金額を支出しておりますけれども、台帳の整備などで。つまり、県ともしっかり関係がある組織だと思うんですが、元県の幹部職員や元県職員がセンターの幹部職員あるいは職員になっている例はここ近年でありますか。

○委員長（関 政幸君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 現在、県のOBが1人事務局長として勤めているところでございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 25年、26年、今現在とおっしゃったのはいつの人を指すのかわかりませんが、県の幹部職員がこちらのセンターの事務局長というんですか、何というか幹部の方になっているという中で、これは長期にわたって発見されなかった県の責任は本当に重大だと思いますね。

法定検査の結果は県に報告するシステムが法で義務づけられております。それはきちっとされていたんですか。それから、今後体制を、人員体制をふやす、あるいはセンターの箇所数もふやすというふうなことも検討されているんでしょうか、お答えください。

○委員長（関 政幸君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 検査機関に対しては、今後は今回のことを踏まえてしっかりと、県が指定している機関でございますので、そういった指定した責任もでございますので、しっかりと指導していきたいというふうに思っております。

また、それと関連する部分もあるし関連しない部分もあると思います。7条検査、11条検査の受検率が低いというのは、これはやっぱり法定検査であってはならないことだと思いますので、抜本的な見直しということで、今までやっていた取り組みだけじゃなくて、さらなる取り組みを今検討しているところでございまして、7条検査の、11条検査の未受検の解消に極力努め、極力上げていくような形でやっていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（関 政幸君） 三輪委員。

○三輪由美委員 この続きは決算でやらせていただきます。